

広告景観保全地区における「野立て案内図板」設置許可基準の概要（比較表）

No.	基準の項目	(参考) 特別規制地域	伊豆縦貫自動車道関連 広告景観保全地区	伊豆西南海岸 広告景観保全地区	補足 説明
1	案内図板の定義	事業所等が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するものであること。			
2	距離	案内図板の設置場所から事業所等の敷地までの道のりは10km以内。			
3	相互間距離	案内図板の相互間距離は、左右方向に50cm以上かつ前後方向に5m以上。			
4	高さ	案内図板の高さは地上5m以下。			
5	案内広告の表示面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>片面3㎡以内の表示が原則。ただし、表側と同じ形のをびったりくっつけて表示する場合に限り、裏面にも表示可能。</li> <li>5以上の者が協同で表示する場合は10㎡以内で、1者当たり2㎡以内。（前述の例により裏面にも表示可能。）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>片面1㎡以内の表示が原則。（前述の例により裏面にも表示可能。）</li> <li>5以上の者が協同で表示する場合は10㎡以内で、1者当たり1㎡以内。（前述の例により裏面にも表示可能。）</li> </ul>	4
6	板面の縦の長さ	—	1.5m以下	—	5
7	板面の横の長さ	—	「縦<横」であること。	—	
8	板面の角度	—	道路の中心線に対し、概ね垂直であること。	—	6
9	地図矢印の表示	事業所等に案内、誘導するための地図又は矢印を必ず表示。			
10	案内表示の面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>案内表示を記載するスペースは板面の表示面積の3分の1以上。</li> <li>このスペースには、その他の文字、写真又は絵を記載してはならない。</li> </ul>			
11	表示内容	—	サービス内容、商品名等を表示してはならない。（病院又は診療所については、診療科目を表示可能。）		7
12	写真、絵（イラスト、商標など）の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積全体の3分の1以下。</li> <li>写真等に重ねて、文字、地図、矢印を表示してはならない。</li> </ul>	表示してはならない。 （ただし、商標登録されている商標は可。 伊豆縦貫道：案内表示以外の面積の10分の1以下 西南海岸：案内表示以外の面積の3分の1以下）		8
13	地の色彩	明度3以上かつ彩度8以下。	色相10YR、かつ明度3以上6以下、彩度1以上6以下。	<自然材料を使用した場合> 素材の色 <その他の材料を使用した場合> 色相10YR、かつ明度3以上6以下、彩度1以上6以下。	9
14	文字、地図、矢印の色彩	—	色相10YR、かつ明度8以上	—	
15	板面で使用できる色数	—	<地の色彩> 1色以内（案内表示の部分を明確に区分する場合は、2色以内。） <文字、地図、矢印の色彩> 3色以内	基調色以外に2色以内。（ただし、地図の表面は、この他の色彩も使用可能。）	10
16	脚の色彩	—	ダークブラウン（10YR 2/1）		11
17	電飾設備の使用	動光（電光掲示）、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（案内広告を直接照らすものを除く。）は使用できない。			12
		—	—	光源を用いる場合、光源は白色系。	
18	建築物等の利用	建物の屋上や壁面、塀には、案内図板を設置できない。			
19	設置場所	—	各インターチェンジ近くに設置することが望ましい。	海への視線を遮る場所に設置してはならない。	13
20	(参考)電柱広告等	(No. 1, 2, 9, 11~15, 17の項番は、電柱広告等にも適用される。この他、高さ・面積等の個別基準がある。)		<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> <li>高さ5m以下</li> <li>歩道と車道の区別のない道路上では突出の電柱広告は表示不可。</li> </ul>	14
21	指定区域	(路線ごとに区域を指定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定する道路から両側50m以内の区域</li> <li>防音壁及び山岳等の自然の立地条件により展望できない区域を除く。</li> <li>インターチェンジのランプ部は含む。</li> </ul>	指定する道路から両側50m以内の区域	15

※ 特別規制地域の基準の詳細、運用基準等は、「野立て案内図板設置の手引き」を御覧ください。県ホームページ（「静岡県 案内図板」で検索）からダウンロードできます。